

『馬の博物館研究紀要』第二三号抜刷
二〇二三年十二月十四日

八条流馬術の成立と展開

長
塚

孝

八条流馬術の成立と展開

長塚 孝

はじめに

日本の武芸全般を把握し、それぞれの創立者や著名な武芸者について初めて叙述したのは、江戸中期の兵法家日夏繁高である。日夏は、武芸を兵法・諸礼・射術・馬術・刀術・鎗術・砲術・小具足・柔術という九種に分けて、それぞれの武芸に長じた人物伝を『本朝武芸小伝』一〇巻として著した。記された武芸者は一五二名にのぼっている。⁽¹⁾馬術については第四巻があてられ、一名が掲載されている。日夏によると、馭法は往古より武事の始めとして諸家に伝わったが、京都將軍家の末に天下大乱となり家伝を失った。わずかに残ったのが小笠原家馬術で、みなこれに拠るようになったが、大坪慶秀・八条江州が一家を立てた。そのため大坪・八条を騎法中興の祖としたという。

日夏は、足利時代の末に小笠原家の馬術に加えて大坪・八条の二

流が確立したので、この三流が他の馬術流派に比較して古いと唱えたのである。そして『武芸小伝』に大坪流八名、八条流三名の伝記を掲載した（小笠原流については一人も掲げられていない）。とはいえ、すでに関ヶ原合戦（一六〇〇年）から一〇〇年以上が経過している。室町・戦国時代の人物について、正確な情報をつかむことは難しく、場合によれば後世に作られた美談により、単に馬術家を賞賛することと終始する可能性もありうる。当然のことながら、より史料価値の高い情報による見直しが必要である。本稿では、比較的古い時代に成立したと伝える馬術三流の中から、八条流馬術に焦点をあて、伝記史料に頼らずに創立者および初期伝承者がどのような人物で、どのような活動を行ったかという、基礎的な情報を調べていくこととする。

とはいえ武芸者の大部分は、將軍・大名などのように大量の発給文書・受領文書を残してはおらず、関係史料も多くない。そこで、

馬術に関しては馬術伝書（以下、馬術書と略す）の末尾に記された師弟関係の系図書、すなわち血脈を利用することにした。血脈は、日本における馬術の始祖と伝えられる人物や、流派の創始者から書き起こし、師匠から弟子へと系統を書き続け、最後に作成者から受領者へ宛てる（あるいは受領者が書き写して、作成者が花押をすえる）形態をとる。芸道の世界では、南北朝期ごろから血脈が作成される例が多い。馬術書の血脈は、江戸中期以降になると省略されることが多くなるが、だいたい寛文期（二六〇～七〇年代）ごろまでは書き継ぐことが多いと思われる。

血脈は、冒頭部分こそ伝承に近いものも見られるが、師弟関係を明確化して自身を馬術の正当な継承者として認めさせるために、人名は正確に写し取られていると思われる。現在歴史学では、文芸に比較して武芸に関する研究が少ないため、あまり利用されることはないが、今後は注目していく必要があるだろう。

まずは右に記した作業前に、八条流馬術に関する調査・研究を行った書籍・論考を掲げておくことにしよう。八条流について、最初に馬術家を列挙したのは前述した『武芸小伝』で、八条近江守房繁・八条兵部大輔房隆・長尾丹後守景家について記す。それぞれの行動について述べるのではなく、主に門弟の系譜を概述しているので、複数の血脈を閲覧して著したようである。

日夏以後は、類似した概説書は作成されているが、八条房繁に関する情報を収集し、改めて紹介したのは、江戸末期の故実家である栗原信充が著した『先進繡像玉石雜誌』続編である。⁽²⁾『玉石雜誌』は

五冊からなり、第一冊から第四冊までは山本勘助・細川澄元らをめぐる戦国期の伝記物語である。しかし第五冊だけは内容が異なり、前半を日置弾正道以、後半を八条房繁という弓術と馬術の達人について概要を述べている。馬術部分の冒頭には木村長光（永光・狩野山楽の父）による房繁の肖像を載せ、房繁の伝記と入室の弟子について記している。栗原は、房繁にいたる八条系の上杉家の簡単な系譜を記し、房繁は武蔵国埼玉郡八条里が名字の地であり、小笠原植盛に師事して永正五年に印可を受けたとする。また、入室の弟子として長尾景家・加治家範・八条朝繁がおり、それぞれの弟子の系統について記している。

本書は、八条流の概論として良くまとめていることから、他書に引用されることが多い。栗原は馬術書の閲覧にとどまらず、八条系図の収集や、房繁の履歴などを、広く調べている。その特徴のひとつが、房繁の名字について触れた点である。『武芸小伝』で、房繁は東国の武士と伝えられていたためか、名字の地もしくは本貫地を武蔵国八条村（埼玉県八潮市）と記している。ところが『玉石雜誌』以前、たとえば『新編武蔵国風土記』（文政十三年（一八三〇）完成）など江戸後期の地誌においては、武蔵国八条領・八条村に房繁の逸話はいつさい記されていない。武蔵八条と房繁との関係は、地元の伝承ではなく、随筆『塩尻』などの考察が本書に初めて明記されることにより、最近まで事実と考えられていた。

近代になり古式馬術が廃れると、あえて来歴などを調べようとする者はいなかったとみられる。ようやく馬術の諸流派に目が向けら

れたのは、明治維新から七〇年以上が過ぎてからだった。日本乗馬協会編『日本馬術史』第二巻³では、前記した三流に内藤流を加えた四流を古流の系譜とし、それ以外の主要な一九流派を新流の系譜と定めて、師弟の系譜や著名な馬術家について概要を著した。八条流でも、『武芸小伝』『玉石雜誌』を参照しながら、江戸時代の各藩に伝わった八条流各派と師弟関係について述べている。

第二次大戦後も古式馬術の研究は低調だったが、戦後二〇年を経て今村嘉雄・小笠原清信・岸野雄三編『日本武道全集』⁴3が編集された。八条房繁の経歴は『玉石雜誌』を写したらしく、特に新しい内容はない。主な特徴としては、仙台藩へ伝わった八条流の系譜について、師範役を世襲した岩淵・及川・草刈三家のうち岩淵家の事績を紹介している点があげられる。また、末尾には天和三年（一六八三）正月書写の、馬術書「初段之三」（個人蔵）を翻刻している。

右の全集を公表した出版社からは、つづけて伝統的な武芸関係書籍として綿谷雪・山田忠史編『武芸流派大事典』が刊行された。さらに九年後には、出版社を替えて増補改訂版が製作されている。⁵本書は、武芸各流派を五十音順に簡潔にまとめたうえで、師弟関係図を多く取り入れている。八条流については、江戸期の随筆にある房繁の経歴などを参照する程度だが、師弟系図はほぼ二ページにおよぶ大規模なもので、多くの血脈を抜き出して編集したことが考えられる。残念なのは、系図の典拠となった馬術書について明記していないことである。一点の故実書や馬術書では、知りえないほどの情報量であるため、執筆者は大量の馬術書を閲覧したはずである。現

在では、調査不可能な史料も含まれていると想像される。当時における、武芸史に関する関心の低さを反映しているのだろう。

とはいえ、まったく武芸が顧みられていないわけではなかった。四半世紀が経過したころ、本格的な研究が始まったのである。それは今までのような概論と師弟関係の調査を中心とするのではなく、もともと八条流が普及した奥羽地方をフィールドに、馬術を受容・伝承していった人物と地域社会を明らかにしていく画期的なものだった。⁶しかし、他地域では同様の研究が行われることはなく、総体的には武芸に対する関心が高まっているとはいえない。

さいわいなことに、近年多くの史料翻刻が進み出版されている。これにより中世後期の研究状況は大きく変わってきた。また、房繁を生んだ上杉一門についても、多くの論考が執筆されている。本稿は、現時点の研究状況に学びながら、関係史料を集めて八条房繁の行動を整理し、どのように八条流が成立したかを眺めてみることにしたい。ついで、確認できた血脈を題材に、門弟たちの動向と流派の伝授を記しておく。師弟関係の下限は、血脈が記される江戸初期となるだろう。

なお、八条房繁に関する略系図と師弟関係図を掲載したほか、馬の博物館所蔵史料で本稿にかかわるものは、註に史料番号を付けて文末に翻刻したので参照していただきたい。

一 上杉八条氏の家系と八条房繁家

上杉八条家略系図

頼重

憲房（山内家）

重顕

朝定

顕定（扇谷家）

中務大輔
馬上手

朝顕（八条家）

修理亮
満朝

中務大輔
満定

中務大輔
持定

刑部少輔
成定

正藤

修理亮
掃部助

修理亮
近江守

六郎

房藤

房繁

朝繁

兵部大輔房隆力

左衛門大夫
憲勝

左衛門尉

八条流師弟関係略図

八条房繁

長尾景家

屋代重高

屋代重俊

埴原備線

中江宗白

八条憲勝

中山家範

中山照守

荒川重世

大井采女

桑嶋仲綱

原能忠

越生正言

森卜長

守能長明

八条朝繁

山上栄種

小中秀次

加藤茂介

屋代重忠

羽柴氏郷

蒲生郷安

栗田定勝

大須賀勝正

加藤正久

田中高吉

現在上杉一門に関する研究は、山内上杉氏・越後上杉氏・扇谷上杉氏・犬懸上杉氏およびそれぞれの一門について基礎的な事実が確認されるようになり、室町期・戦国期における個々の政治動向もかなり知られるようになってきた。^⑦ 八条房繁の出た上杉氏の系統、八条家についても同様である。先行研究によると、八条家の概要としては以下の点が明らかにになっている。

八条家は、南北朝期に上杉中務大輔を名のった朝顕（扇谷上杉朝定の子息）から満朝―満定と続く家系であり、越後に所領を持ち京都八条に住したことから八条と通称された。原則として在京しているが、享徳の乱にあたっては関東へ下り、山内上杉方への援軍として武蔵五十子へ在陣したことが確認されている。しかし、越後守護上杉房能と同守護代長尾為景の対立を主軸とする越後永正の乱にあたっては、為景派と対立する立場にあったことから、永正四年（一五〇七）から五年にかけて、多くの八条衆が討たれたという。^⑧

この八条家は、史料上では「上杉八条」という名字で記されており、京都の八条壬生を拠点にして、白河庄（新潟県阿賀野市）・鶴川庄（同柏崎市）・松山保（同松代町ほか）など越後各地に所領を持っていた。越後永正の乱では八条尾張守らが滅亡したほか、永正五年には同刑部入道成定が自害している。成定の自害後に、越後で活動する八条修理亮という人物が近江守房繁と推定されており、山内上杉顕定の軍勢が関東から越後へ進攻した際には、顕定方に加わり為景と対立し続けた。^⑨ 上杉八条氏の動向が明らかにされることにより、八条名字は武蔵国の地名ではなく、京都にあった屋敷の所在地から付けら

れたことが明確になった。

上杉八条氏に属する一門は少なくないと思われるが、上杉氏関係系図には八条家として朝顕―満朝―満定が記されるのみである。^⑩ 満定の後に確認される人物が持定であることから、上杉八条氏の本宗家にあたる系統は満定―持定―成定と続き、越後永正の乱で滅亡したことになる。系図上で房繁の系統として記されるのは、満定の兄弟として官途名修理亮・掃部助を名のったとされる房藤、その子息として修理亮を名のったとされる房繁である。ただ、これは後世に作られた系図に記されているだけで、八条本宗家にごく近い系統だったかどうかはわからない。系図どおりの実名ならば、越後守護上杉房朝・房定・房能あたりから偏諱を授与されと考えられるからである。

八条本宗家は、室町殿歴代から偏諱を授与されたようだが、房藤父子は室町殿の偏諱どころか本宗家の通字「定」でさえ受けていない。家格は八条本宗家と比べて低く、しかも越後守護家の影響を強く受けていた可能性もある。しかし、永正の乱によって八条本宗家がほぼ滅亡状態にあったこと、長尾為景は八条家の名跡を他系統の人物に継承させようとしたことから、相対的に房繁の立場が上昇したことはたしかである。以下、房繁系統の上杉八条氏の動向を見ていきたい。

八条房繁 越後永正の乱があった時期、房繁は在京していたらしく越後での動乱にまきこまれなかった。この前後には、馬術の習得に励んでいたとみえる。『武芸小伝』巻四によると、房繁は永正五年（一五〇八）八月に馬術を免許されたという。^⑪ ところが、天正十八年（一五

九〇）十月に中江宗白の記した馬術書を見ると、房繁は永正五年十月に「初段」の免許を受けたと記されている。¹³『玉石雜誌』では、「焼印図」の伝授が永正五年八月、印可を受けたのが十月と考察している¹⁴ので、一日もしくは短期間にすべての免許が与えられたのではなく、分野別あるいは段階ごとに二か月以上かけて免許されたことになる¹⁵。

房繁に馬術を伝授した人物については、天正九年（一五八一）八月に小中秀次が著した「馬術秘伝巻」の血脈によると、小笠原大膳大夫長貞という人物だったという¹⁶。永正期の小笠原氏というのは、室町幕府に仕えて在京していた京都小笠原氏のことだろうが、大膳大夫は信濃守護小笠原氏の官途名で、当該期の京都小笠原一門で授与された人物はいない。また、長貞という人物も確認できない。類似した実名をあえて掲げるとすれば、京都小笠原氏の初代であり、弓の名人として賞されたことが伝えられている貞長¹⁷だけである。貞長の生年はわからないが、兄弟の貞宗（信濃守護）が正応五年（一二九二）か永仁二年（一二九四）生まれなので、南北朝期の人物である。長貞あるいは貞長が房繁の師であるはずはない。

これに対し『武芸小伝』では小笠原家の馬術を習ったことが記されているのみである。『玉石雜誌』では、小笠原民部少輔植盛から習得したと具体的に人名が記されている。植盛は、京都小笠原氏の本宗家当主であることは間違いないが、これも世代が合わない。植盛の生年はわからないが、永正四年段階で元服しておらず、国増と称している。彼に偏諱「植」を授与したのは足利義植で間違いないだろうが、義植が実名を義尹から義植に変えたのは永正五年から五年

後の同十年十一月のことである。植盛が一五歳で元服したとしても、永正五年には一〇歳にしかならず、馬術を伝授することは不可能だろう。植盛の父で文明六年（一四七四）生まれの尚清¹⁸ならば世代的には可能性があるが、彼は文亀二年（一五〇二）三月に死去している。房繁が本当に京都小笠原本宗家から伝授されていたのならば、当時出家名宗信を名のっていた植盛の祖父（尚清の父）備前守政清しかありえない。

もし本宗家からの伝授ではないとしたら、尚清没後に武家故実で重用された京都小笠原一門として刑部少輔家の元宗も候補にあがる。しかし、元宗は永正四年にはすでに豊後へ下向しており、その後も活動地域が西国に限られるため房繁と接触することはできない¹⁹。そうすると、やはり小笠原家の馬術としては、宗信が伝授した可能性がもつとも高い。『玉石雜誌』の記述は誤りというべきである。

つぎに印可を与えられた場所についてである。授受した両者とも在京しているならば、小笠原邸もしくは房繁邸どちらかで行われるのが通常の様式だろう。しかし、宗信・国増の動向から推定すると、別の地であったことが考えられる。永正四・五年というのは京都における激動の年である。四年六月に管領細川政元が殺害され、細川家は内紛を起こした末に、細川高国が台頭する。高国は反足利義澄派となったため、義澄は翌五年四月に京都を退去（小笠原刑部少輔家も京都を離れる）して近江へ移り、敵対する足利義尹（義植）は七月に上洛する。この前後で宗信の動向がわかるのは、四年十月三日に幕府から久我家領の返還を命じられている時点までであり、国²⁰

増も同年十一月十三日までしか知ることができない。⁽²¹⁾

五年以降の動向が不明なこと、翌六年二月には山城国富野の所領が「国増跡⁽²²⁾」と称されていることから、宗信・国増も刑部少輔家と同様に京都を離脱したのだろう。だとすると、おそらく房繁も義澄に従い京都を離れ、近江国内の陣所において、宗信から印可を受けたとと思われる。永正五年八月というのは、長尾為景の攻撃により上杉八条成定が自害し、八条衆数百人が死去した月でもある。これは偶然とは思えない。房繁の意志を探ることはできないが、越後において上杉八条一門が滅亡に追い込まれたことが、印可を要求したきっかけなのだろう。



八条房繁花押

ただし、房繁は単に小笠原家の故実のみを吸収したわけではないと思われる。上杉八条氏は、房繁の曾祖父朝顕がすでに「馬上手」と評されており、代々伝わる技術も伝承したと思われる。さらに、それ以外の要素も取り入れた可能性もある。房繁が最初に伝授されたという「焼印図」が、小笠原家伝来史料だったかどうかということが問題だからである。「焼印図」は、焼印を捺された馬の産地を確認するために使われる。それならば、本来は幕府へ進上される馬の産地確認に利用したはずだから、小笠原家というよりも幕府の資産を管理する政所伊勢氏一門が原本を所有するのにふさわしい。しかも伊勢宗家の当主貞宗は、故実研究で知られている。「焼印図」は小笠原家に伝来していた史料ではなく、伊勢宗家から小笠原家へ渡されていたものかもしれない。

そうでなければ、貞宗が義澄派である房繁に乞われて「焼印図」を与えたとか、あるいは故実研究に関する小笠原宗信との交流で「焼印図」を渡したなどの可能性も考えてみる必要がある。⁽²³⁾ 房繁は、八条家伝来の馬術に小笠原家（伊勢家を含んだか）の馬術・故実等を加え、さらに自身の工夫を加えて独自の馬術を形成していったと考えべきだろう。

ちなみに房繁は、後年官途受領名を修理亮から近江守へ変更する。房繁の祖父・父は、修理亮を受け継ぐだけで近江守は確認できず、上杉八条一門全体を見渡してもやはり授与された例はない。房繁が独自に発想したのならば、近江での印可がきっかけになったのではないだろうか。

房繁はいつまで義澄勢に同行したのかはわからないが、翌六年の秋までには越後へ入国している。七月末に、山内上杉顕定が越後進攻を決めているので、顕定勢の行動に合わせて近江方面から北陸道を進んだとみられる。永正六年八月十一日付の国分盛重廻状写に擬せられた軍記によると、上杉定実の下知により長尾為景らに攻撃された軍勢に「八条修理亮」と「同左衛門尉」が含まれていたという。⁽²⁴⁾ 修理亮房繁と同名の左衛門尉が、越後へ入国して長尾勢と合戦していたことになる。

さらに翌七年六月十二日、長尾景長へ宛てた顕定書状写によると、修理亮は桃井一類とともに黒滝要害（新潟県西蒲原郡弥彦村）を守備している。⁽²⁵⁾ 顕定に従って、為景勢との合戦に加わっていたのである。しかし、書状を発した八日後の六月二十日、顕定は為景勢に敗れて自害する。顕定の養子憲房は兵をまとめて上野へ退却するので、房繁も越後にとどまることなく、黒滝要害を放棄し山内上杉勢に従い上野へ移動したはずである。

その後、山内上杉勢が越後へ進攻することはなく、房繁も越後入りはしなかったとみられる。移動した房繁がどこに居住したかは知られていないが、上杉憲房の庇護を受けたのなら憲房の拠点か、上野国内あるいはその周辺地域と思われる。受領名近江守は山内上杉家へ要求し、許可されたものかもしれない。

房繁の政治的動向は以上のようなものである。その後は、子息や他者へ馬術等を教授したものと思われる。房繁が記した馬術書には、大永八年（一五二八）の奥書のある物が残っているので、死去はそ

れ以降ということになる。墓所は不明。

八条朝繁 『武芸小伝』 には、八条房繁の子息として朝繁の名を載せる。朝繁は仮名を六郎といい、父祖の芸を継いでいた。氏家三河守高継が朝繁の門に学んで馬術を継承し、さらに君袋隆胤（『玉石雜誌』では高胤）が高継の馬芸を相続した。氏家高継は大崎義直の宿老であり、天文期には幕府への使節として上洛した可能性もある人物だといふ。⁽²⁶⁾

朝繁については、自らが記した馬術書をはじめ行動が確認できる史料がない。仮名は、房繁から引き継いだものかどうか不明である。実名については、「朝」を使用しているので、扇谷上杉家当主から授与されたものと思われる。永正七年（一三三〇）上杉朝良（ただしすでに出家して建芳となっている）、それ以後ならば同朝興から与えられたことになる。房繁は上杉憲房に従っているが、朝繁は扇谷上杉家へ属していたのである。居住地も房繁とは異なり、扇谷領すなわち武蔵国内だったのかもしれない。

朝繁については、陸奥へ八条流を広めただけではなく、出羽の山上栄種への馬術伝授により、他地域へ広がった門弟が確認される。ただ朝繁が死去した年と場所、そして子孫の有無についても知られていない。

八条房隆 『武芸小伝』 には、もう一人八条名字の人物として八条房隆が載せられている。房隆は官途名を兵部大輔と称しており、房繁の弟として馬術に精妙で門弟が多かったという。天文期に活躍したとされる。『武芸小伝』執筆のころは房隆系統の馬術家が存在し、馬術書に血脈が記されていたのかもしれないが、現在では確認できない。

ただ、房繁の近親者ならば候補になる人物がいらないわけではない。前述した永正六年八月の国分盛重廻状写に見える「左衛門尉」である。房繁とともに現れることから、左衛門尉は房繁の子息か、弟に相当する人物と思われる。問題なのは房隆の官途名で、兵部大輔（正五位下相当）は修理亮（従五位下相当）よりも上位になり、兄をはるかにしのぐことになる。兵部大輔というのは、幕府からの授与ではなく、山内上杉家に与えられた官途名かもしれないが、もう少し検討する余地はあるだろう。

二 八条房繁門弟の系譜

（1）長尾景家系

長尾景家 八条房繁が記した馬術書で、現存しているものはほとんどないと思われる。その中で、全体ではないが一卷分程度が残っている史料として、冒頭の記述から「手綱之事」と呼んでいる綴葉装の竖帳がある。料紙は斐紙、綴糸は紫に染めた絹糸なので、原本でよいと思う。²⁷ 奥書によると、日付は大永八年戊子（享祿元・一五二八）八月十六日、房繁の実名と花押があり、宛名は「長尾なへ丸殿」と記される。「なへ丸」は鍋丸だろう。長尾名字ならば、山内上杉家臣に当たるはずだが、当該期に幼名を鍋丸と称した人物は見当たらない。ただ、八条流馬術にかかわった人物として、長尾丹後守景家²⁸があげられる。『武芸小伝』には、房繁について八条流奥義を悟ったとして景家の名が記されている。『玉石雜誌』によると、長尾丹後守景家は、

上野国群馬郡白井（群馬県渋川市）に住する長尾の庶子だが、父親の名は不明とされ、自身の技を屋代玄蕃入道重高へ伝えたという。前述した中江宗白の「初段」には、享祿二年十一月六日に伝授されたと記されているので、鍋丸と景家は同一人物と考えてよいだろう。

鍋丸は、大永八年には元服していない。仮に一五歳で元服したならば、永正十一年（一五一四）以降の生まれになる。世代としては、大永七年十二月に死去した長尾景英の子息にあたろう。景英の後継者景誠は兄ということになる。鍋丸は、父の死後八か月ほどで馬術書を伝授されているから、景英の死去以前に房繁へ入門していたのだろう。なお、景英の死後一か月（同八年正月）で、景誠は殺害される。だが、鍋丸には家督継承されず、総社長尾家から養子として憲景が入った。²⁹ 鍋丸が幼かったことから、母方の実家の家格が低いかも理由かもしれない。実名景家の「景」は、憲景の偏諱受領かもしれない、その後は白井長尾一門としてか、あるいは憲景の家臣として扱われたと思われる。

白井長尾家当主ではないものの、房繁から馬術を伝授されるというのは、景家は厚遇されていたのかもしれない。しかし、特別な教育を受けたわけではないと思う。白井長尾家³⁰といえど、景英の父景春は壮年から乗馬術が精妙で、城介泰盛（安達泰盛）が作成した「悉興の馬書」を伝えていたといわれている。²⁹ 鎌倉期に安達氏は上野守護であること、泰盛は「双なき馬乗り」と伝えられていたことから、馬術家としての泰盛は伝説として上野国内で伝えられたのかもしれない。

また、養子として白井家へ入った憲景でさえも、上杉政虎へ進上した馬を乗りこなして、諸士一同を驚かせた馬術家だったという。戦国末く江戸初期に記された伝承ではあるが、複数の人物が馬術に巧みであったと述べられているならば、白井長尾家はもともと家内に馬術が伝来していたのだろう。³¹なお、大永八年に元服前で馬術を伝授しているので、景家の主な活動時期は天文期となる。

屋代重高 長尾景家には少なからず門弟が居たと思われるが、明確に記録されているのが屋代重高である。中江宗白「初段」によると、屋代玄蕃入道重高は天文九年（一五四〇）十月に長尾景家から馬術を伝授されたという。その際に「焼印図」を受け取ったと伝えられている（『玉石雜誌』）。

重高が景家から学んだ場所は定かではない。景家の住む上野へ重高が赴いたのか、景家が諸国をめぐり伝授したかの、どちらかではあるだろう。重高が記した馬術書は確認できないが、宗白「初段」などによると、永禄二年（一五五九）三月に子息の屋代左近将曹重俊へ馬術を伝えている。

屋代重俊 重俊については、多少ながら史料が残されている。『松雲公採集遺編類纂』一三八に、森三左衛門尉宛、天正九年（一五八二）三月吉日付の馬術書奥書が写されている。それによると、加賀国河北郡竹橋（石川県津幡町）出身の屋代少介という人物が、天正五年七月二十三日に「馬道天下」と評された宣旨を受けたという。馬術書の署名は「屋代左近将曹朝臣重俊」となっている。重俊の官途名は宗白「初段」と同じなので、左近将曹であることは間違いない。

とはいえ、朝廷が馬道天下を一を評するはずはないので、宣旨は偽物である。³²また、重俊と少介は同名字で同一人物という可能性がないわけではないが、「しょうすけ」と呼ばれる人物の史料は他にもあるので別人だろう。ただ馬術書自体は存在したらしく、天正九年に屋代左近将監重俊から森三左衛門―田丸中務大輔―田辺右平次定勝―星合猪左衛門尉と続く血脈を記す写本が確認される。³³

屋代重高・重俊が、居住もしくは名字の地としたのは越中国である。天正八年前後、織田信長が屋代右衛門尉へ黒印状を出した際、使節を務めたのは将曹であった。³⁴信長が名字を記していないことから、将曹は右衛門尉と同名字ということになる。右衛門尉は、越中国氷見郡内にあった八代庄（富山県氷見市）を名字の地とする屋代氏なので、重俊はその一門にあたることになる。越中屋代氏の一系統は、信長に仕えていたのである。

埴原備線 中江宗白「初段」によると、埴原二郎左衛門尉備線は天正五年（一五七七）閏七月に屋代重俊から伝授されている。備線は、織田信長の宿老平手政秀の子息で、埴原植安の養子となり寿安と名のつた。

埴原家は、信濃国筑摩郡埴原（長野県松本市）を名字の地とする武士で、植安が初めて織田信長に仕えたと伝えられている。植安は尾張衆として清須城代を務めるほか、検地・知行・普請関係にかかわる奉行人として知られている。織田信雄の時代には、植安が光音寺（名古屋市北区）で五〇〇貫、寿安が阿原（愛知県清須市）で二七〇貫を知行していた。天正十八年（一五九〇）に信雄が改易になると、植安は岡崎殿付となり、子孫は名古屋藩に仕えた。いっぽう

寿安は、羽柴秀吉の馬廻衆に編成されたとみられる。大坂の陣では子息二人が討死したが、寿安本人は合戦にかかわらなかったとして罪を逃れた。子孫は福井松平家に仕えている。³⁵⁾

天正五年といえ、織田信忠が尾張支配を行っていた時期になる。信忠は二月に和泉国方面へ出陣、九月には松永久秀討伐のために近江へ移り、翌月信貴城を攻略している。尾張衆が二度以上出陣して多忙ならば、たとえ備線が留守居役であったとしても、遠隔地にある屋代の住まいを訪ねて印可を受けることはありえない。重俊の居住地と埴原屋敷（清須か）間は通える距離だったと考えられるから、重俊は尾張国内もしくは美濃南部あたりに居たとみるべきだろう。

中江宗白 現存する馬術書「初段」の作成者である。埴原備線が、中江杏斎宗白へ馬術を伝授したのは、自身が印可を受けてから一三年後の天正十八年十月である（中江宗白「初段」）。織田信雄が改易され、尾張は羽柴秀次領となったばかりの時期である。宗白に関しては詳細不明。備線の知行阿原の近くに中江（名古屋市南区）という地名があるので、宗白の名字の地かもしれない。「初段」は長尾景家以来の師弟関係を知ることができる貴重な史料だが、備線の門弟に関しては宗白よりも重要と思われる人物がいる。

加藤貞泰 加藤左衛門尉貞泰（一五八〇～一六二三）は、甲府城主加藤光泰（一五三七～九三）の嫡男である。血脈を記した馬術書が残っているわけではないが、加藤家の系譜に八条流馬術の記述がある。貞泰は武事に達しており、特に馬芸に長じていた。「八条北国馬の名主屋代将曹」の高弟である埴原備線を師として「無明一卷抄」の秘

伝を得たと伝えられている。³⁶⁾

父光泰が没した時、貞泰は一四歳であった。若い貞泰による甲斐一国の支配は不可能と判断され、翌年に甲府から美濃黒野（岐阜県岐阜市）へ移封、知行も二四万石から四万石へと減封となった。その後、慶長十五年（一六一〇）七月に黒野から米子（鳥取県米子市）へ移され六万石に加増、さらに元和三年（一六一七）には伊予大洲へ転封となった。

馬術を習得した時期は、二〇歳以前に学んだと仮定すると、文禄三年（一五九四）から慶長四年（一五九九）ごろになるうか。中江宗白よりも後輩になると思われる。場所は京都・大坂か、そうでなければ両者の知行は遠くなかったので、黒野で行ったとも考えられよう。

荒川重世 筆者は血脈を確認していないが、『武芸小伝』は長尾景家の項で屋代重俊につづいて元和四年（一六一八）三月に荒川長兵衛重世が印可を受け、重世が寛永六年（一六二九）極月に大井采女へ伝授したことが記されている。³⁷⁾ 重世は、尾張で生まれ織田信雄に仕えたといわれる。天正十八年に信雄が改易されると徳川家康に仕え、翌十九年に武蔵国都筑・橘樹郡で四〇〇石を与えられた。以後も加増を受け、慶長十四年（一六〇九）には知行が八五〇石になった。³⁸⁾

父重詮の代以前から尾張に在住していたようだから、織田家家臣として屋代重俊に師事した人物の一人だろう。ただし、重世は元和六年（一六二〇）五月に死去しているので、晩年近くになって印可を受けるのは遅すぎる。永禄九年（一五六六）生まれであること、

相弟子の埴原備線が天正五年（一五七七）に伝授されていることから、備線の直後ぐらいに印可を受けたはずである。妻は中山氏の娘だが、『寛政譜』に詳細は伝わっていない。中山氏は、特定の大名家家臣とは記されていないので、徳川家臣の中山氏と思われる。家康に仕えた中山照守は、八条流馬術の伝承者として著名なことから、重妻妻は照守の近親者と考えられる。師弟関係は別ながら、同じ流派内で婚姻関係を結んだことになる。

（2）八条憲勝から高麗流への系譜

八条憲勝 八条流から派生した高麗流は、始祖八条房繁に続いて同左衛門大夫憲勝という名を記している。⁽³⁹⁾ 八条憲勝は、上杉憲勝と同一人物である。『北条記』によると、新蔵人を名のつた憲勝は上杉憲政の末子とされている。上杉輝虎方の太田資正が、北条方から武蔵松山城（埼玉県吉見町）を奪った際に、城を守らせた人物だというのである。⁽⁴⁰⁾ これに対し、『異本小田原記』には憲勝の系譜に関する記述はなく、太田資正が奪取した松山城に、上杉左衛門大夫憲勝を籠めたことが記されているのみである。『北条記』は江戸初期の成立、『異本小田原記』は文禄二年以前に執筆されているので、史料的には後者の方が信用できる。だいたい、大永三年（一五二三）と伝えられる憲政の末子の子息、つまり孫が、永禄五年（一五六二）前後に証人となる年齢になっているのは不自然だろう。『異本小田原記』の方が『北条記』より信憑性が高いので、戦国末期までに憲勝の家系は不明になっていたと思われる。そこで憲勝の官途名から憲勝の周

囲を検討したい。

八条名字で官途名が左衛門大夫だと、永正六年八月に活動が認められる八条左衛門尉が思い起こされる。左衛門大夫は五位の左衛門尉なので、左衛門尉と左衛門大夫憲勝は近親者なのだろう。年代的には離れているので、両者は父子と考えるべきである。左衛門尉と兵部大輔房隆が同一人物かどうかは措いておくが、房繁と憲勝が伯父と甥の関係というのは、時代的には自然だと思われる。実名に憲政の偏諱「憲」が与えられたことが、憲政・憲勝が父子の間柄と誤解されたのかもしれない。いずれにせよ、偏諱受領の傾向を見る限り、房繁の実子朝繁が扇谷上杉家に属し、甥の憲勝が山内上杉家に属するという状況だったことになる。

さて松山城は、北条氏康・武田信玄に攻撃され、永禄六年二月に開城した。『異本小田原記』によると、憲勝は処罰されることなく氏康に仕えて、武蔵国都筑郡で三〇〇貫文を授与されたという。⁽⁴²⁾ 都筑郡といえば、源頼朝の厩別当を務めたという都筑経家の名字の地である。経家は平家の郎等であつたため梶原景時に預けられていたが、陸奥の悪馬を乗こした功績により赦された、高名な馬乗馬飼である。⁽⁴³⁾ 氏康は、馬術家としての憲勝に、わざわざ由緒ある地で知行を与えたように見える。

しかし、目的は別にあつただろう。鎌倉期の都筑郡から橘樹・多摩郡南部にかけての地域というのは、谷地を利用した馬牧を多数設置していたと考えられるからである。⁽⁴⁴⁾ 戦国期でも、生産の傾向は変わらないだろう。氏康は、憲勝に馬産地域の一部を知行として授与

ただけではなく、武蔵南部での馬の飼養や管理にかかわらせようとしたのかもしれない。そのように考えることができるならば、徳川家康が江戸入部直後に、前項の荒川重世へ都筑・橘樹両郡で知行を与えたのも、同じような理由かもしれない。

憲勝の動向は、以上のように氏康に従った時期までしか知られず、子孫の行動もわからない（太田資正へ預けた子息は処刑されたと伝わる）。現在確認できる門弟としては、中山家範・原能忠が知られている。

中山家範 北条氏照の宿老で、官途名は勘解由もしくは勘解由左衛門。武蔵国高麗郡中山（埼玉県飯能市）を名字の地とする。中山氏は上杉家臣で、元は高麗郡加治（同県入間市）に住して加治氏を名のつていたが、中山へ移って名字を変えたという。家範は天文十七年（一五四八）生まれなので、憲勝が氏康に仕えた永祿六年（一五六二）に一六歳になっている。⁴⁵ 憲勝に師事したのは、元服後のことである。

八条流を学んだ場所については、憲勝の知行内に構えられた屋敷が、憲勝が配属された城の屋敷と思われる。憲勝がどこに所属していたかわからないが、知行に近い小机城（横浜市港北区）か氏康の本拠小田原城（神奈川県小田原市）である可能性が高いだろう。となれば都筑郡内の屋敷か、小机もしくは小田原の城下屋敷ということになる。都筑郡や小机だと、中山とは距離があるので、屋敷周辺か屋敷内に住んだのかもしれない。憲勝が氏康の馬廻衆になっていた場合には、やはり小田原までは遠いため、家範は移住せざるをえなくなる。⁴⁶ 馬廻衆には、特定の技術を職能として持つ者が多いので、憲

勝が馬廻衆に組み込まれたことはありうる。

その小田原に若い家範が住んでいたとするならば、彼の立場は武蔵大石家の証人（宿老の子息など）ということになる。氏康の三男藤菊丸（氏照）が、大石家の養子となった弘治二年（一五五二）に、家範は九歳なので証人となってもおかしくはない。憲勝の名声を聞いて、わざわざ都筑郡か橘樹郡へ赴いたと考えるよりも、小田原で師事したと想定する方が、現実味がある。

家範は氏照の宿老ではあるが、奉行人などになっていないため、実績はほとんどわからない。中山家は、あくまでも大石家に従属した高麗郡内の有力者にすぎず、ふだんから氏照に近侍していたわけではない。死去したのは天正十八年（一五九〇）六月二十三日、小田原合戦の最中である。氏照が小田原へ入城したのに対し、家範は氏照の居城八王子に入り、中の丸を守備した。城を攻撃した羽柴方は前田・上杉勢で、城を強襲してわずか一日で落としてしまう。家範は城下の曲輪で自害して果てた。しかし、長男照守に八条流馬術を伝授していたことから、技術が絶えることはなかった。

中山照守 中山家範の長子で仮名が助六郎、官途名は家範と同じ勘解由と称した。元亀元年（一五七〇）生まれ。実名の「照」は、氏照の偏諱を受領しているので、重臣として扱われたと思われる。天正十八年（一五九〇）七月、小田原合戦が終了すると加治郷に逼塞したが、八月には弟信吉とともに徳川家へ仕えた。武蔵国多摩郡で三〇〇石を与えられ、大坂の陣での戦闘、目付役、松平忠輝の警固などにあたり、寛永九年（一六三二）までに知行三五〇〇石を与え



中山照守(加治家守)花押

られた。晩年には槍奉行を命じられている。馬術の奥義を究めたとされ、徳川秀忠へも伝授したという。⁽⁴⁷⁾ 徳川家から賞された馬術は、父家範からの伝授である。元服直後に学び始めたならば、天正十三年(一五八五)あたりからだろうか。場所は、八王子の城下屋敷か中山となる。

現在、家範が記した馬術書は確認されていない。やはり合戦の影響かもしれない。照守に関しては、慶長十六年(一六一一)に作成された馬術書を文化八年(二八一)に書写した明治大学図書館本と、寛永九年(一六三三)に対馬藩主宗義成へ授けた馬の博物館本が知られている。⁽⁴⁸⁾ 後者は「初段」「上之上」「上段」「中段」「下段」「外物」

に分けて記述されており、照守以降の馬術書も基本的に同様の形式をとっていることが多い。家範作成の馬術書も、同じような形だったと思われる。

照守は、馬術書の中では自身を加治家守と記している。前述のように、中山氏は加治に居住して名字にもしていたという。家守は、祖父以来の通字「家」を使ったと考えられる。「寛政譜」では初名と伝えているが、晩年でも使用しており正しくはない。はつきりした理由はわからないが、馬術家としての名乗りのように思える。嫡子直定も、血脈では家定と記されており、中山一門でも江戸初期の特徴となっている。照守の時代には流派の意識は明確になっていたと思われる。寛永九年本には「高麗流八条之家」と記していることから、八条流という名称が存在したことが推察されるし、家範もしくは照守から派生した流派を高麗流と決めていたこともわかる。

照守の馬術は、多くの門弟が学んだようだが、近親者が伝承していくことにより、高麗流馬術を職能として持つようになった。直定の子直守から嫡子直房へと伝わる勘解由家のほかに、直定の二男直張から嫡子直好へつながる周防守家(知行五〇〇石)、照守の二男直範から嫡子直照へつづく勘之丞家(知行六〇〇石)が、徳川家臣中山氏内で主な馬術の家系となっている。

(3) その他の直弟

桑嶋仲綱 桑嶋家は伊達家臣で、戦国期以降は馬医の家として知られている。名字の地は、上総国桑島と伝承されているが、上総に桑

島という地名はないので、陸奥国伊達郡桑島（福島県桑折町）の誤りだろう。後に出羽国長井庄河井郷（山形県長井市）へ本拠を移したと伝えられていることから、伊達家の譜代だったとみられる。馬医として明確になるのは、桑島仲時の代で、仲綱は仲時の孫にあたる。通称は新右衛門尉。馬医術における中興開山と称されるほどの名馬医だった。⁽⁵⁰⁾ 馬医としての仲綱については、すでに知られているので本稿ではふれない。永禄十年（一五六七）八月、仲綱は平山玄蕃頭に

対し、騎乗方法を懇望されたので、八条近江守殿より相伝した一流を伝えたと記しており、房繁から直接学んだと主張している。房繁の直弟だとすると、関東へ出向いた経験があったのだろうか。宛名の平山についてはわからないが、河井の近くに平山（長井市）という地名があるので、近隣の郷村を名字の地とした人物かもしれない。仲綱の生没年は未詳。天文二十二年（一五五三）五月に馬医書の譲状を記している⁽⁵³⁾ので、それ以前に元服しており馬医として活動していたことになる。天正四年（一五七六）六月には新右衛門入道と名のり、舟生内記（桑嶋道蝸斎宗道）へ譲状をしたためていること⁽⁵⁴⁾から、死去したのはその後のことになる。仲綱から平山へ伝えられた馬術については、その後は不明。

巻嶋信頼 大永三年（一五二三）に房繁から馬術を伝授されたという。受領名は大和守。信頼は永禄六年（一五六三）に河村右衛門尉定秀へ伝え、定秀は慶長三年（一五九八）に河村次郎兵衛広長に伝えた。⁽⁵⁵⁾ 広長から学んだ今村直清が柳川藩で八条流馬術を伝えたという。⁽⁵⁶⁾

三 八条朝繁門弟の系譜

（1）山上栄種系

山上栄種 天正九年（一五八一）成立の「馬術秘伝巻」によると、山上栄種は八条朝繁から印可を受けた人物で通称を「乗介」という。小中秀次へ八条流を伝えたと記される。栄種の住居は不明で、朝繁屋敷に近い場所に住んでいたならば、上野か武蔵の武士と考えられる。上野・武蔵で名字と同じ地名を搜すと、上野国の山上保が確認できる。栄種が当該地域を名字の地としているならば、上野在住と考えられる。上野の武士で馬術家と仮定できるなら、「乗介」というのは「城介」のことかもしれない。官途名「出羽城介」もしくは「城介」の漢字を替えたものかと想像できる。長尾景春の例があるように、上野ではかつての上野守護で秋田城介だった馬術家安達泰盛の伝承が強く残っていたのかもしれない。

ところで、八条流馬術で山上名字の人物という点、山上宗久という人物が存在する。天正十九年（一五九二）卯月に屋代種長が宮部長熙へ授与した馬術書には、出羽山上入道の許しを得て書物を写したと記されている。⁽⁵⁷⁾ 同じく種長が慶長十一年（一六〇六）正月に書写した馬術書の奥書には、出羽国山上宗久が一代で工夫した仕立てであることが記され、山上入道は宗久と称したこと、屋代種長が門弟であることがわかる。⁽⁵⁸⁾ また弘化五年（一八四八）七月に書写された八条流馬術書は、奥書が種長書写本と同じで、出羽国山上宗久入道の秘書を書した旨が記されており、門弟として桑嶋民部大夫の名が

ある。⁽⁵⁹⁾ 右の史料三点から、宗久には複数の門弟が確認でき、名は実名ではなく入道名であること、生国か住国が出羽であることがわかる。

栄種と入道宗久は、近親者か同一人物のようだがどちらだろう。

栄種の活動は天正九年以降、宗久は同十九年以前と重複がないことから、後者とみて良いのではないだろうか。栄種は上野で馬術を教えており、出家の時期は不明ながら出羽へ移住して、さらに門弟を抱えたと考えられる。栄種は、氏家高継とは相弟子だから、大崎領と京都を往来した高継の支援があつたかもしれない。

とはいえ、まだ完全に動向が把握できていないわけではないし、出羽国内にも山上地名は存在する（山形県米沢市）ので、さらに検討が必要である。

小中秀次 通称を六兵衛尉と記される。天正九年八月二十七日、山上栄種相伝の馬術を加藤茂介へ伝えている。栄種が出羽へ移住する前に印可を受けたとみられるので、上野在住の人物だろう。郷村名を名字に用いているならば、勢多郡内の小中（群馬県みどり市）が当該地である可能性が高い。上野で活動し、小中名字で官途名が六兵衛尉ならば、同名で類似した官途名を持つ小中彦兵衛尉の近親者ではないかと思われる。

小中彦兵衛尉は、上杉輝虎に属して永禄期に沼田城将をつとめた小中大蔵少輔家成の弟である。元龜元年（一五七〇）十月以前に、家成に代わって沼田城で在番に当たっており、天正五年（一五七七）十二月には河田重親を筆頭とする在城衆の一員であつた。⁽⁶⁰⁾ 翌六年に起こった御館の乱では、河田に従い北条方として行動したと思われる

るが、同七年十二月には河田とともに武田氏へ接近して、沼田城周辺一か所の知行を約束されている。⁽⁶¹⁾ 以後の動向は不明で、八年に武田氏が沼田城を入手した後には、そのまま武田氏に従属したか、沼田を退去したと思われる。

秀次が彦兵衛尉に同行していたならば、武田氏の支配下にある沼田城下もしくは周辺地域で加藤茂介へ馬術を伝授したのか、そうでなければ他所で伝授したことになるが、どちらなのかわからない。もし、沼田を退去しているのならば、同じ上野衆である師の山上栄種と同様、出羽へ移住したことも考えられよう。「馬術秘伝巻」は加藤宛なので、加藤の動向が判明すれば、詳細を知ることができるかもしれない。

屋代種長 『玉石雜誌』には、八条流の門弟として屋代種長が記されているので、江戸後期にも彼の名が入った血脈を見ることができ、ある程度著名人だったと想像される。天正十九年（一五九二）卯月吉日、出羽山上入道の許しにより、七種の歩法を記した馬書「七疋書」を作成し、宮部兵部少輔へ渡している。通称が田兵衛、実名が種長である。山上入道は、前述のように山上栄種のことと思われるので、偏諱を授与されて種長を名のつたのだろう。慶長十一年（一六〇六）正月に作成された馬術書には、師の山上宗久の上に「出羽国」、屋代田兵衛の上に「越中国」と記されているので、越中出身か越中に在国していたことになる。⁽⁶²⁾ 長尾景家系の屋代重高・重俊父子と、名字・国名が同一なので血縁があるはずだが、具体的にはわからない。

「七疋書」を渡された宮部兵部少輔は、鳥取城主宮部長熙である。

長熙は継潤の子息で、天正十四年（一五八六）に官途名兵部少輔を与えられた。慶長四年（一五九九）三月の継潤死去により、正式に家督を継承したが、翌五年の関ヶ原合戦により改易となり、六年十二月に南部家へ預けられ、寛永十一年（一六三四）十一月に死去した。⁽⁶³⁾ 官途名を授与された年に、一五歳で元服していると仮定すると、二〇歳前後に八条流馬術を伝授されたことになろう。「七正書」の料紙は、明国で生産された詩箋を貼り継いで使用している。図柄は同一だが、奥の一枚だけは別の詩箋を貼っており、元禄二年（一六八九）季秋吉莢（九月吉日）の日付が書かれているので、およそ一〇〇年後に追加したようである。この詩箋には、宮部兵部少輔入道から同兵蔵亮・同図書・佐羽内仁兵衛と人名が記されているので、八条流馬術の血脈を記したのだろう。宮部三代の後に、南部藩士佐羽内家が引き継いだのである。

桑嶋宗綱 前述した弘化五年七月書写の八条流馬術書の血脈には、出羽国山上宗久入道に続き、下総国桑嶋民部大夫の名が記されている。⁽⁶⁴⁾ 桑嶋流馬医で、官途名民部大夫を称しているのは、桑嶋民部大輔宗綱ひとりだけである。宗綱というのは桑嶋仲綱の嫡子で、若くして死去した人物とされる。⁽⁶⁵⁾ 元和元年（一六一五）九月に伊達忠宗が記した伯楽道系図には、宗綱の仮名を平六と記している。⁽⁶⁶⁾

仲綱は、八条房繁から直接馬術を習得しているが、宗綱は父から学んだわけではないことになる。桑嶋家は河井（長井市）に拠点を置いていたことは前述した。出羽在住の宗久が、伊達家の本拠がある米沢（山形県米沢市）に在住もしくは仮寓したことがあるならば、

そこで宗綱が馬術を伝授されたのかもしれない。

宗綱の生没年は不明。天正四年（一五七六）六月に、父仲綱が舟生内記に遺物を渡したうえで、⁽⁶⁷⁾ 伯楽道を安堵していることからすると、⁽⁶⁸⁾ これ以前に宗綱が死亡したと考えられる。宗綱が小中秀次の相弟子であることと、父仲綱の活動時期から考えても、天正前期まで行動していたことは自然だろう。血脈には伊達家臣であることが記されているので、米沢か河井で育ち下総へ移動したとみられる。移動した理由は明らかではないが、馬医として暮らした可能性はある。下総には北部に古河公方の、中央部には千葉氏の大規模な馬牧が設置されているので、⁽⁶⁹⁾ 名馬医と謳われた仲綱の嫡子であり、馬術家でもある人物は歓迎されたのではないだろうか。

門弟も下総在住の人物が少なくなかっただろうが、現在判明するのは伊予国の安田三郎右衛門だけで、安田の門弟江戸兵右衛門も伊予在住である。安田門下の八条流は、この後も四国周辺地域へ伝播していったのだろう。

（2）氏家高継系

氏家高継から君袋高胤―君袋隆秀と続く血脈については、すでに詳細な研究があるので本稿では簡単に述べておく。氏家高継は陸奥大崎家の執事として活動しており、天文後期には上洛した可能性があるという。上洛・帰国にあたっては北陸地方を往来したであろうから、越後を通して上野か武蔵に在住した八条朝繁に接触したのかもしれない。相弟子たる山上栄種に比較すると、より早い時期に朝繁へ

師事したのだろう。高継は、同じ大崎家臣の君袋氏へ馬術を伝え、君袋氏が伊達家へ従ったことから、伊達家では八条流馬術が大いに広まった。八条房繁に直接伝授された桑嶋仲綱や、高継の後に出入羽へ移動した山上栄種など、奥羽へは複数の系統が伝来していったが、高継系を上回るほど普及した系統はなかったようだ。

四 師弟関係が不明な系譜

(1) 屋代重忠系

屋代重忠 八条流馬術と称しているが、血脈に房繁・朝繁らとの関連が記されていない系統も存在するので概要を述べておきたい。対象となるのは屋代重忠である。重忠の系統は、江戸時代の馬術書に記されていることから、戦国期以降も流派が広がっていたことは確実である。現存する馬術書の一例をあげると、寛永二十二年（正保二・一六四五）正月に作成された「八条流辻之書」がある。血脈の冒頭は屋代勝助重忠で、以下は羽柴飛騨守氏郷―蒲生四郎兵衛郷安―木村勘解由重刑―大須賀一郎左衛門勝正―加藤源助正久―田中吉左衛門高吉と記されている⁽⁷¹⁾。

屋代名字といえば、前述のように長尾景家門下に屋代重高・重俊父子、山上栄種門下に屋代種長が確認される。実名についても「重」の字が共通するから、屋代重高らと血縁関係があると思われるので、越中屋代氏の一門なのだろう。羽柴氏郷を門弟としていたこと、通称の読みが「しょうすけ」か「かつすけ」なので、『信長公記』に見え

る織田信長の家臣矢代勝介（屋代勝介）と同一人物ということになる。

勝介は天正九年（一五八二）から『信長公記』に登場する。正月十五日に安土において爆竹（左義長）が行われ、信長は葦毛の早馬に騎乗して入場した。信長の騎乗後、御料馬には関東祇候の矢代勝介を騎乗させている⁽⁷²⁾。翌二月二十八日に京都で行った馬揃で、信長は用意した御料馬をさまざまに乗り換え、そのうち関東より祇候した勝介に騎乗を命じている⁽⁷³⁾。同十年正月十五日の爆竹においては、信長は秘蔵の馬とされる矢場鹿毛・駁の御馬・遠江鹿毛の三疋を取り替えながら騎乗しているが、やはりその後で屋代勝介にやらせている⁽⁷⁴⁾。勝介は、儀礼の際には必ず信長御料馬への騎乗が命じられているのである。

御料馬は、当然のことながら信長以外の人物が勝手に騎乗することとは許されない。御料馬も、気安く他者を乗せることはしないだろう。そのため、勝介は常に御料馬近くにいるはずだから、常時調教に携わっていたことが前提となる。それでなければ、御料馬も勝介を認知していないだろう。織田家では、青地与右衛門が御厩別当に任じられているので、勝介の役割は厩舎管理の責任者ではなく、もっぱら御料馬調教を担う者とされたと思われる。六月二日におきた本能寺の変において、勝介が御厩から切って出て討死したのも、ふだん厩舎かその近くに住したからにちがいない。

勝介は越中屋代一門と考えられるが、越中生まれもしくは越中在住の経験があるのか、まったく居住したことがないかは、わからない。織田家中では関東祇候の者と呼ばれているのだから、信長に仕える

前に関東に居住していたことは確かだろう。おそらく関東で八条流馬術を学んだと思われる。八条房繁とは世代が離れているから、両者がかなりの長寿でないならば、房繁直弟子ではなく孫弟子かそれ以降の門弟にあたる。

なお屋代重俊の項で述べたように、「八条流騎方百問答」の血脈に偽文書を付けた由緒書には、加賀国竹橋出身で「馬道天下」と謳われた屋代少介という人物が現れる。少介は、読みからいっても勝助重忠のことだから、重俊と同一人物ではない。出生伝承地については、正否が明らかではないので、今後検討すべき問題だろう。

羽柴氏郷 一般には蒲生氏郷の名で知られている。氏郷については過去に人物伝が著され、関連書籍も少なくない。近年では主要な論文が集められ、関係文献目録も公開されているように、比較的信じている人物といえる。そのため、馬術に関係する点のみ述べておきたい。氏郷は、弘治二年（一五五六）に生まれ幼名は鶴千代、元服後は忠三郎賦秀と名のつた。天正十三年（一五八五）閏八月に賦綱、同十五年四月以前に氏郷へ改名した。また十五年正月には羽柴名字を授与されている。⁽⁷⁶⁾氏郷は、『当代記』のような江戸時代初期作成の編纂物でも、蒲生名字で記されているが、実際に「蒲生氏郷」であった時期は長くとも一年前後ということになる。氏郷が屋代重忠から授与された馬術書には、自身で名前や官途受領名を書き花押をすえたはずだから、「八条流辻之書」は田中高吉の書写とはいっても、情報と正確に伝えているといえる。

氏郷が屋代重忠から馬術を学んだのは、蒲生家が織田信長に属した

後になる。信長が永祿十一年（一五六八）に近江へ進攻すると、日野城主蒲生賢秀はこれに従い、子息の鶴千代を人質として差し出した。人質である以上、信長の居城である岐阜へ送られて生活したと思われる。そのうえで、信長に近侍して基礎的な教育を受けたり、諸芸を習うことになっただろう。重忠は、信長もしくは御料馬とともに行動したはずなので、岐阜へ帰還した際に馬術指導を行ったと思われる。

氏郷が馬術を習った年齢はわからないが、信長が元服後の一六〇一八歳のころに諸芸を習ったこととあまり変わらないならば、元龜二年（一五七二）から天正元年（一五七三）前後かと思われる。重忠が信長に仕えた時期は、爆竹・馬揃での活動によれば、天正八年以前とは考えることができた。しかし氏郷への馬術指導を考えると、元龜年間以前に仕えたと改める必要がある。しかも、屋代重俊―埴原備線間の馬術伝授があったことからすると、重忠に限らず織田家中においては複数の八条流馬術伝播を想定すべきだろう。⁽⁸⁰⁾

なお氏郷による蒲生郷安への伝授は、羽柴名字を受領した天正十五年正月以降、死去する文祿四年（一五九五）二月以前に行われたことになる。

蒲生郷安 羽柴氏郷の重臣で通称は四郎兵衛。氏郷と同じ近江出身で、元は赤佐隼人と称していた。天正十五年（一五八七）、戦功により蒲生名字と偏諱「郷」を授与されている。氏郷が会津へ入部すると、米沢城へ移され、仕置奉行として活動した。慶長三年（一五九八）に対立していた渡利八右衛門を殺害したため肥後加藤家へ預けられ、同五年に死去したという。⁽⁸¹⁾したがって、木村重刑への馬術伝授は慶

長五年以前となるが、重刑の素性がわからないため、伝授場所については不明。また、郷安は栗田与二兵衛定勝へも伝授しており、複数の門弟が存在していたことがわかる。⁽⁸²⁾

(2) 小田原北条氏の家臣

諏訪部定吉 本人が作成・受領した馬術書、もしくは血脈に名が記された馬術書もない。しかし、後世の編纂物に八条流馬術を伝承したと述べられていることから少し検討しておくことにしたい。定吉は永禄十一年(一五六八)生まれで、通称を宗右衛門という。父は北条氏邦の宿老である定勝、母は江戸城代遠山直景の娘と伝えられている。時期は不明だが、伯父で北条家馬廻衆を務める定次の養子となった。文禄元年(一五九二)七月に徳川家に仕え、慶長十二年(一六〇七)七月には、八条房繁伝来の馬術に長じているという理由から、「御馬の事」を承わったという。⁽⁸³⁾「御馬の事」というのは、別の史料では「御厩の事」「厩別当」と称されている。⁽⁸⁴⁾定吉は、徳川家から八条流馬術を評価されているが、役目としては厩や牧の管理に携わっていたのである。年齢から推定すると房繁の直弟子ではなく、孫弟子の世代にあたる。

また、養父定次も馬術に長じていたと伝えられるが、実父定勝が天文五年(一五三六)生まれとなると、それよりも少し年上程度なので、房繁から八条流は学んでいないだろう。定次は、『北条家所領役帳』(永禄二年(一五五九)作成)の御馬廻衆で、普請役負担のないグループに記される諏訪部惣右衛門と同一人物である。⁽⁸⁵⁾普請役の

ない御馬廻衆は、負担がない代わりに特定の職能による活動を行うことがわかっており、定次は馬に関係する職能だったと考えられている。⁽⁸⁶⁾とはいえ、必ずしも特定の馬術を伝授していたようではないこと、養子定吉が厩別当に任じられていることから、本来は厩別当など厩の管理を請け負う役割だったと思われる。それが諏訪部家の職能であり、代々北条家の厩別当を務めていたとすると、淵源はどこにあるだろうか。

伊勢宗瑞の相模進攻以前にさかのぼってみよう。まず、関東において厩に関する所職として史料上に現れるのが大厩別当職である。元弘四年(一二三四)二月、上杉頼成が足利直義から大御厩のことを命じられ、応永三年(一三九六)七月には上杉憲定が幕府から大厩別当職を安堵されている。⁽⁸⁷⁾これは鎌倉府が徴収する馬の管理に携わるものである。応永三年以前に、山内上杉家が大厩別当職を所有するようになったことがわかる。⁽⁸⁸⁾

また「鎌倉年中行事」によると、応永後期には奉公衆梶原伊勢守の兄が「御厩ノ別当」と呼ばれている。⁽⁸⁹⁾ほかに同史料の附録部分には梶原が御厩別当、有瓦が小別当、小宮山が管領厩奉行を務めたと記されている。⁽⁹⁰⁾大厩別当と御厩別当・小別当および管領厩奉行の役割差はわからない。ただ、享徳の乱により梶原氏をはじめ大半の奉公衆は鎌倉を退去して古河へ移動しているだろうから、御厩別当・小別当両職は廃止されたか別の者が補任されたかと思われる。

御厩別当職については措いておくにしても、享徳の乱勃発後にも山内上杉家が大厩別当職や管領厩奉行を把握して、旧鎌倉府の馬匹

徴収権を保持していたままだったならば、諏訪部家は上杉氏の下で
厩もしくは馬の管理に活動していたかもしれない。だとすると、諏
訪部家は上杉家臣だった可能性が高い。そして宗瑞（小田原北条氏）
の相模進攻にともない、これに従ったと想像される。あるいは、諏
訪部家が鎌倉府奉公衆だったとしても、梶原氏ら退去後に上杉家に
属していれば上杉家臣としてさしかえないだろう。そのように推
定すると、諏訪部家が馬術に長じたというのは、もともと馬術の家
であつたと考えるよりも、厩を管理する職能の延長上で習っていた
と考えるべきではないだろうか。

諏訪部定吉以外の北条家臣としては、江戸衆太田康資の弟資行が、
八条房繁の門弟だったという逸話が家譜に記されている⁹¹。しかし康
資が享禄四年（一五三一）生まれとされているので、資行はそれ以
後の生まれとなり、房繁の直弟子であるはずはない。くわえて資行
は永禄五年（一五六二）十一月に死去しているから、八条憲勝にも
師事していないことになる。そのため、資行が実際に八条流馬術の
印可を受けたのかどうかはわからず、「馬芸の達人、諸芸の師範」と
いう伝承も、事実として確認はできない。

五 八条流馬術の展開

（１）地域的展開

永正七年に越後から退去した八条房繁は、上野周辺では所領・所
職などを持っていないことから、牢人同然であつたろう。山内上杉

家などから援助は受けたと思うが、大規模な所領宛行が行われたのか、
そうではないのかも知られていない。所領が少なかったならば、馬
術の伝授による束脩に依拠しようとしたかもしれない。しかし、永
正五年に印可を受けたばかりでは、房繁は著名な馬術家とは評価さ
れていなかっただろう。つまり遠隔地から来訪して、門弟になるこ
とを願う人物は稀だったことになる。房繁は、まず山内上杉家一門
や被官衆、あるいは居住地周辺の武士などを対象に、馬術を伝授し
たと考えられよう。

八条流初期の門弟を見てみると、房繁の近親者以外には白井長尾
家の長尾景家、山上保の山上栄種、勢多郡の小中秀次らが確認でき
たことは前述した。いずれも山内上杉家の宿老や、郡郷レベルを名
字の地とする上杉家臣であり、少年期から馬術を習得していなけれ
ばならない立場だった。だとすると、あえて八条流による基礎的な
馬術習得をする必要はないことになる。それらの人々が必要とする
技術となると、幕府で用いられた儀礼を含んでいる流派であること
に注目したい。

房繁は、小笠原家から（おそらく伊勢家からも）乗馬礼とでもい
うべき儀礼を学んでいたはずである。当時は、小笠原家が常に在京
して門弟を指導する状態ではなかったため、地方では幕府の礼式を
得るのは困難だった。上杉憲房は、父顕定に従い長尾為景と対立し
た八条家を招致しただけかもしれない。上杉家自体は、房繁による
乗馬礼を直接利用した形跡は認められないからである。しかし、房
繁の持っていた乗馬礼は、宿老たる白井長尾家の庶子をはじめ、複

数の上杉家臣が受け入れた。幕府由来の礼式は必要だと認識されていたことになる。山内上杉家も、八条流馬術の普及を禁止してはいないとみられる。とはいえ、景家は白井長尾家を継承することはなく、大規模な所領支配も行った形跡はない。景家の立場は、主に乗馬礼を専門とする人物としての立場を与えただけなのだろう。山上家なども、関東管領家内で乗馬礼にかかわる一家だったかもしれない。

第二には、儀礼とは反対に多くの実践的な技術が含まれている可能性である。かつて京都へは、守護・奉公衆をはじめ各地から武士らが集まっていた。師弟関係以外では、大規模な情報公開はあり得ないが、同じ武芸を学ぶ者らによる情報交換は多少なりとも行われたはずである。上洛した武士は、特定の環境で実践馬術を発揮することがあつても、さまざまな状況下において経験したことはない。あくまでも足利義尹上洛以前までとはなるが、情報が限られた地方よりも多くの馬術情報を参考にできたであろう。

八条流の二つの性格に対し、伝授される上野国周辺地域の状態はどのようなものだったのか。中世では文献史料・考古資料ともに少ないため、上野における馬の生産や牧の管理はほとんどわからないが、古代史における馬・牧の研究から想像すると、中世の上野においても馬匹生産はさかんで、牧も多数設置されていたはずである。当然上野の武士は、馬に接することが多く、馬術の習得率は他国よりも高かったかもしれない。上野には、他地域よりも早く新たな馬術を受容できる下地は存在していたのである。しかも伝統的な馬術は、安達泰盛を祖としていたような、一国規模の伝承を持つという特徴

があった。天正三年（一五七五）五月の長篠合戦において、武田勢の中でも西上野小幡一党が「関東衆馬上の巧者」⁹⁵と評されたのは、上野の武士が甲斐・信濃衆とは異なる上野地域の乗馬技術を使用していたからだろう。

さて、印可を受けた武士がふえ、八条流馬術が知られていくようになると、今度は伝授された武士を起点に地域的に浸透していくことになる。山上栄種から小中秀次が伝授されたのは、その例といえる。このような現象が上野に限らず、山内・扇谷上杉領各地で増加していたと思われる。また武蔵においては、以下のような例がある。

万治三年（一六六〇）十一月吉日、守能勘解由助長明が鎌田藏人へ授与した「八条流手綱之目録」の血脈には、八条房繁・憲勝に続き原駿河守能忠⁹⁶・越生作兵衛正言⁹⁷・森九郎左衛門尉卜長⁹⁸・守能長明の順で人名が記されている。原や森などという名字は比較的多いが、越生は武蔵の地名が唯一と考えてよい。憲勝が活動した地域ならば、原という名字は武蔵原氏のことと推測できる。

武蔵原氏は下総原氏の一門で、享徳の乱初期に下総国松戸（千葉県松戸市）から武蔵国水判土（さいたま市西区）へ移住したものである。子孫は確認できる限りでは二系統に分かれていて、水判土を本拠とした原勘解由左衛門尉系と、河越周辺に知行を持つ原兵庫助系が確認できる。能忠は、そのどちらかに属した武士だろう。

越生という名字は、武蔵国入西郡越生（埼玉県越生町）から名のつたもので、すでに鎌倉御家人に越生氏が存在している。越生氏は文

明十八年（一四八六）四月まで越生での活動が確認されており、そ

の後も存続していたとみられる。⁹⁷ 森卜長については不明。北条家臣ならば森名字は江戸衆に二人確認されるが、このうちの一家の出身なのかは不明。守能長明はもと森名字で官途名を図書とも称し、徳川家の旗本である有馬重広（一六四一―一七一七）の祖父と伝えられているので、天正―文祿期のころの生まれだろう。⁹⁸

憲勝が、原能忠を門弟にした時期は、上杉方だった時か北条氏康従属以後かわからない。武蔵に在国した著名な馬術家を、近辺の武士が師事したということになるのかもしれない。能忠が、水判土ではなく河越周辺に在住した原氏ならば、越生氏との関係は同じ入西郡の武士ということになる。そこから、さらに地域的に門弟が増加したことも想像される。原の修練場所がわからないものの、中山家範だけではなく、憲勝の複数の門弟から徳川家臣などへも伝播した例といえよう。

羽柴氏郷から蒲生郷安への伝授は、主従関係の中で行われたもので、他に見当たらない珍しい例である。ほかに蒲生家関係では、天正十八年（一五九〇）十一月に、蒲生作兵衛郷重が馬術書を記している。⁹⁹ 郷重という人物については未詳なので、今後検討する必要がある。

（2）非地域的展開

八条房繁の直弟は、八条一門や両上杉家の家臣に限られており、門弟が増加するのは第二世代とでもいうべき房繁直弟（八条朝繁・憲勝、長尾景家）の活動によるものだろう。その特徴としては、地域的な馬術の伝播以外に、遠隔地に広がったことがあげられる。朝

繁に師事した氏家高継から大崎・伊達領など南奥羽地方に八条流が広まっていた。朝繁の居住地がわからないため、高継が馬術を修練したのが上野か陸奥か知ることができないが、両者のうちどちらかは遠隔地へ移動していることになる。また、他の門弟山上栄種は出羽に国がわかったが、その弟子の一人屋代種長は越中在国者であった。これは種長が出羽へ赴いたと考えるべきだろう。

屋代氏には、長尾景家に師事した屋代重高がおり、これも越中出身か関係者と推測できた。師弟関係未詳の屋代重忠と合わせて、屋代氏は三家が八条流を習得している。ほぼ同時期に種長は出羽、重高は上野へ赴いたのだろうか。それならば、この二家はあまり近しくなかったことになる。反対に血縁関係が近かったならば、種長は栄種が出羽へ移住する前に入門していたことも考えられる。重高・種長はともに上野で馬術習得を果たしたという想定である。また共通点として、いずれもが織田氏の家臣らに馬術を伝授している。そのことから考えると、屋代一門は複数の人物が八条流を習得したうえで、美濃・尾張地域を活動場所にしたと、推測できるかもしれない。その屋代氏が、八条流馬術の情報を入手していた方法は、本人あるいは一門・家臣が北陸道を往来していたのか、あるいは京都へ送られる諸税、もしくは商品流通にかかわっていたのか、それともまったく異なる方法だったのか、現時点では何も知ることができない。ただ、氏家高継の行動に類似していたと想定できるならば、北陸の陸運・水運とそこから派生する地方街道に注目すべきなのだろう。

これに対し、伊達家臣だった桑嶋宗綱は、出羽で山上栄種に師事

したのでろうから、近接する地域間で馬術の印可を与えられ、その後遠隔地とのつながりを持ったことになる。だが需要があるにせよ、宗綱が下総へ移住した理由や、なぜ伊予出身の安田三郎左衛門が下総へ赴いたのか（宗綱が西国へ移動した可能性はないように思える）は不明である。今後は、安田三郎左衛門ら西国の馬術状況を知ることが、答えの鍵となるだろう。

むすびにかえて

以上の史料紹介と考察から、八条流馬術にかかわった人物について、まとめておく。八条房繁は、八条家伝来の馬術に京都小笠原家の馬術・礼式などを加え、さらに自身の経験から新たな馬術の体系を生み出した。それは、京都で拡大したのではなく、いくつかの戦乱にかかわった房繁が、結果として上野へ退去したことに始まった。それが山内上杉家の支配地域で門弟を募ることにより開花された。八条流馬術の成立は、上野退去後の永正七年（一五一〇）後半以降、長尾鍋丸へ印可を授与した大永八年（一五二八）以前ということになる。

やがて房繁の名が高まったことにより、周辺地域だけではなく、遠隔地からも入門希望者が集まるようになった。とはいえ、そのままならば地方の馬術として存続するだけだったかもしれない。しかし、京都で戦乱が継続したことにより、地方の武士が上洛して馬術の印可を受けることは不可能となった。八条流馬術の支持者拡大には、房繁の技術が高かったという理由だけではなく、小笠原家などに従

い京都での修練ができなくなったという、相対的な理由もあるだろう。それでも、やはり房繁の馬術は優れたものであったことは疑いない。北条氏直の側近で上野国内に知行を持ち、主に上野方面の支配にかかわる山上強右衛門尉久忠という人物がいる。名字から推測すると、栄種と同じ山上一門なのだろう。氏直が、上方へ送る馬のことで、上野新田庄へ赴いている久忠に対し送った朱印状がある。それによると、久忠が指南した者がよく走り廻ると聞き、抱え置いたところ、馬方に一段と優れており、「八条江州」にも相増したと伝えている⁽¹⁰⁾。氏直が寵愛する側近を過分にほめただけの文章かもしれないが、八条房繁を比較対象にするのが興味深い。天正十年代（一五八三～一五八九）には、房繁が馬術の達人として知れ渡っているのである。山上が上野出身者と推定するならば、高い評価を与えている意味になる⁽¹¹⁾。戦国末期、八条近江守房繁は伝説上の人物に成りつつあったことになるう。

しかしながら、古式馬術はすでに江戸中期までに開祖にあたる人物の行動を知ることができなくなっていた。さらに、明治期以降は伝承者が極端に減少して、馬術書自体も読んで解釈されることは皆無となっただろう。現在となつては関係史料も少なく、情報も偏っているといわざるをえない。本稿では、血脈を利用した師弟関係の調査から、記されていた馬術家の動向を明らかにして、八条流が各地へ展開していく様子を垣間見た。とはいえ、調査した馬術書すべてに詳細な血脈の記述があるわけではない。また記されていた人物の概要がわからず孤立した史料もあった。断片的な情報しかわかないこともあり、調査史料すべてを利用するには至らなかった。また

所在が確認できてはいるが、時節柄閲覧が不可能だった史料も少なくない。これもまた今後の課題である

註

- (1) 享保元年（一七一六）版行。本稿では、『改訂史籍集覧』第十冊（以下、本書は『集覧』と略す）に掲載された『武芸小伝』を利用するので、書名も『武芸小伝』としておく。
- (2) 天保十五年（一八四四）版行。本稿では『玉石雜誌』と略す。なお、テキストとしては馬の博物館蔵本を利用した。
- (3) 大日本騎道会、一九四〇年
- (4) 人物往来社、一九六六年
- (5) 『武芸流派大辞典』（人物往来社、一九六九年）、『増補大改訂武芸流派大辞典』（東京コピイ出版部、一九七八年）
- (6) 入間田宣夫「八条流馬術の受容と戦国社会―大崎領・伊達領の場合―」（大石直正・小林清治編『陸奥国の戦国社会』高志書院、二〇〇四年）
- (7) 上杉一門の研究は数多くあるが、主要な論文を再掲載して研究史を整理したものとして、以下の書籍がある。
 - 黒田基樹編著『扇谷上杉氏』（戎光祥出版、二〇一二年）
 - 黒田基樹編著『関東管領上杉氏』（戎光祥出版、二〇一三年）
 - 黒田基樹編著『山内上杉氏』（戎光祥出版、二〇一四年）
 - 黒田基樹編著『関東上杉氏一族』（戎光祥出版、二〇一八年）以下、本書は『関東上杉氏』と略す
- (8) 谷合伸介「八条上杉氏・四条上杉氏の基礎的研究」（『関東上杉氏』。初出二〇〇四年）

- (9) 森田真一「越後守護家・八条家と白河荘」（『関東上杉氏』。初出二〇〇四年）。八条系上杉氏は八条上杉氏・八条家など呼称はいくつかあるが、森田氏の指摘により上杉八条氏ないしは八条家と記しておく。

- (10) 上杉系図（『続群書類従』第六輯下五八―五九ページ）
- (11) 黒田基樹「総論 上杉氏一族の研究」（『関東上杉氏』）
- (12) 『集覧』二七八ページ。『武芸小伝』に引用されたのは、寛永六年（一六二九）極月に免許を受けた大井采女（金沢藩士）所持の馬術書とされている。
- (13) 馬の博物館蔵。中江宗白の「初段」は五冊で構成されている。
史料¹
- (14) 栗原が閲覧した焼印図も、大井采女が所持していた系統の馬術書だと記されている。
- (15) 江戸初期のことになるが、八条流馬術書は複数の「段」に分かれていた。房繁の時代はもう少し大まかだったかもしれないが、それでも数種だった可能性があるだろうから、逐次伝授された場合には年月はかかっただろう（拙稿「弓馬名人伝02中山家範」『うまゆみ』四号、二〇一二年）。
- (16) 馬の博物館蔵。史料²
- (17) 「小笠原三家系図」（『続群書類従』第五輯下二二四ページ）。
- (18) 二木謙一「室町幕府弓馬故実家小笠原氏の成立」（同著『中世武家儀礼の研究』、吉川弘文館、一九八五年。初出一九六九年）。
- (19) 武田信也「武家故実の地方展開に関する一考察（上）」『小笠原家の豊後下向とその契機』（『大分県地方史』一七八号、二〇〇〇年）
- (20) 「久我家文書」一（『室町幕府文書集成』奉行人奉書篇下二四四

七六号。以下本書は『文書集成』と略す。)

(21) 「久我家文書」一(『文書集成』二四八四号)

(22) 「吉見文書」(『文書集成』二五七〇号)

(23) 永正五年(一五〇八)十月、細川政元時代の犬追物について、小笠原宗信と伊勢貞陸が検見を行ったことなどが伊勢屋敷で語られており(『聞書少々』『大日本古文書家わけ第二十一 蜷川家文書』五一七八号(以下、本書は『蜷川家文書』と略す。))、両家において情報の共有があったとみられる。

(24) 「金沢系図略伝」(『山形県史』第一卷四五七ページ)

(25) 「歴代古案」(『群馬県史』資料編7 一八九六号)

(26) 入間田註(6) 論文

(27) 馬の博物館蔵。史料3

(28) 勝守すみ「長尾氏研究の成果と課題」(同著『関東武士研究叢書6 長尾氏の研究』、名著出版、一九七八年)

(29) 「双林寺伝記」(『群馬県史』資料編7 一二〇八七号)

(30) 「徒然草」百八十五段(西尾實校注『方丈記・徒然草 日本古典文学大系30』(岩波書店、一九五七年)二四〇ページ)。今野慶信氏のご教示による。

(31) とはいふものの、鍋丸と憲景が同一人物ということは考えにくい。憲景は養子入り前に元服していたこと(双林寺伝記)、遠隔地の門弟との交流が頻繁にあったことなどを考慮すると、白井長尾家当主ではない人物と推定する方が現実的である。

(32) 横澤信生「屋代将曹と信長公記」(『富山史壇』一〇四号、一九九一年)。同論文の閲覧にあたっては、仁ヶ竹亮介氏のご協力をいただいた。

(33) 「八条流騎方百問答」(中村七三編『称徳館所蔵馬の古書文献

目録』(称徳館、一九八〇年)九三ページ。以下、本書は『称徳館』と略す。)

(34) 「加能越古文叢」(『織田信長文書の研究』下巻八五一号)

(35) 加藤益幹「埴原氏の動向」(『新修稲沢市史』本文編上、新修稲沢市史編纂会事務局、一九九〇年)

(36) 「加藤光泰貞泰軍功記」(『続々群馬類従』第三一七ページ)

(37) 『集覧』二七九ページ

(38) 「寛政重修諸家譜」卷八四(『新訂寛政重修諸家譜』二一一六〇ページ。以下、本書は『寛政譜』と略す。)

(39) 「高麗流切紙次第」(馬の博物館蔵) 史料4

(40) 「北条記」卷三(『新編埼玉県史』資料編8 三八八ページ)

(41) 「異本小田原記」卷一(黒川真道編『室町殿物語・足利治乱記・異本小田原記』四〇〇ページ)

(42) 上杉憲政の実子であるならば、憲勝は山内上杉家の血を引く人物として松山開城の段階で自害させられるはずだろう。これも、憲政の末子というような、血縁者ではないことの証拠である。

(43) 「古今著聞集」十(『日本古典文学大系84 古今著聞集』二九〇ページ)

(44) 田井秀「地名『ロウバ』とは何か」(『都筑・橘樹地域史研究』三号、二〇二〇年)

(45) 「寛政重修諸家譜」卷六五九(『寛政譜』十一一八七ページ。)

(46) 拙稿「朝倉政元―鞍を作る戦国武士の周辺―」(『馬の博物館研究紀要』二二号、二〇一八年)

(47) 「寛政重修諸家譜」卷六五九(『寛政譜』十一一八七ページ)

(48) 拙稿註(15)「中山家範」

(49) 菅野正道「戦国期伊達領における馬術・伯楽関係資料―館蔵の

新資料から―(『仙台市博物館調査研究報告』一九号、一九九九年)

(50) 馬の博物館蔵「桑嶋流相伝血脈」(馬の博物館編『企画展馬をめぐる武将たち』(二〇一七年)四六ページ)

(51) 白井恒三郎著『日本獣医学史』(文永堂書店、一九四四年)

中村洋吉著『獣医学史』(養賢堂、一九八〇年)

入間田宣夫「種宗の貢馬」(羽下徳彦編『北日本中世史の研究』、

吉川弘文館、一九九〇年)

菅野註(49) 論文、入間田註(6) 論文

(52) 「仙台市博物館所蔵文書」(菅野註(49) 論文)

(53) 「高成田文書」八号(『山形県史』資料篇15上八五二ページ)

(54) 「高成田文書」一〇号(同右書八五三ページ)

(55) 「八条流乗方書」(『称徳館』九二ページ)

(56) 註(5)『増補大改訂武芸流派大事典』六九五ページ

(57) 「七疋書」(馬の博物館蔵 史料5)

(58) 「山上入道馬術書」(『蛭川家文書』五一六七号)

(59) 徳島県立文書館保管「渡辺家文書」ワタナニ五九号

(60) 栗原修「上杉氏の勢多地域支配」(同著『戦国期上杉・武田氏の

上野支配』、岩田書院、二〇一〇年。初出一九九六年)

(61) 栗原修「沼田城代河田重親と御館の乱」(『戦国期上杉・武田

氏の上野支配』。初出一九九五年)

(62) 註(58) 史料

(63) 手嶋義之「関ヶ原の役と因伯」(『鳥取県史』第二卷中世、鳥取県、一九七三年)、福井淳人「宮部長熙」(『国史大辞典』13、

吉川弘文館、一九九二年)

(64) 註(59) 史料

(65) 註(50) 史料(『企画展馬をめぐる武将たち』四六ページ)

(66) 「高成田文書」補遺五号(『山形県史』資料編15上二〇〇七ページ)

(67) 「高成田文書」九号(同右書八五三ページ)

(68) 「高成田文書」一〇号(同右書八五三ページ)

(69) 拙稿「戦国期下総における馬の流通と生産」(『馬の博物館研

究紀要』一九号、二〇一四年)

(70) 入間田註(6) 論文

(71) 筑波大学附属図書館所蔵文書(キ三〇〇―五三九)。

(72) 奥野高広・岩沢愿彦校注『信長公記』(角川文庫、一九六九年)三三八ページ(以下、本書は『信長公記』と略す)

(73) 「信長公記」三四六ページ

(74) 「信長公記」三七六ページ

(75) 「信長公記」三四二ページ

(76) 今村義孝著『蒲生氏郷』(人物往来社、一九六七年)、高橋富

雄著『蒲生氏郷』(歴史春秋社、一九七六年)、池内昭一著『蒲

生氏郷』(新人物往来社、一九八六年)、藤田達生著『蒲生氏郷』

(ミネルヴァ書房、二〇一二年)

(77) 谷徹也編著『蒲生氏郷』(戎光祥出版、二〇二二年)

(78) 黒田基樹著『羽柴を名乗った人々』(KADOKAWA、二〇

一六年)

(79) 「信長公記」二二二ページ

(80) 『増補大改訂武芸流派大事典』では、羽柴氏郷は屋代重俊の弟

子と記されている(六九四ページ)。そのように記した血脈が存

在したのかどうか不明。おそらくは事典の編集段階で重忠を重

俊の誤記と考えたか、両者を同一人物と判断したのだと思われる。

小林清治「蒲生の会津入り―支配のかたち―」(谷註(77) 編著。

初出一九六五年)。仕置奉行としての活動については、福島県立博物館編『企画展奥羽仕置四〇〇年―秀吉・氏郷・政宗』(一九九〇年)、滋賀県立安土城考古博物館編『平成17年度特別展 蒲生氏郷生誕450年記念 蒲生氏郷―戦国を駆け抜けた武将―』(二〇〇五年)を参照。

- (82) 群馬大学附属図書館所蔵新田文庫「免之巻」。元和八年(一六二二)霜月十四日に栗田定勝が作成して花押をすえた馬術書を、元禄七年(一六九四)卯月に弥幡半七明正が書写している。八巻本の第二巻であったと伝えている。なお、本史料については新田文庫原本を実見したのではなく、群馬県立文書館所蔵の写真帳(0-130-1(2)N1)を閲覧した。

- (83) 「寛政重修諸家譜」巻第三百四十六(『寛政譜』六一四九ページ)
(84) 「台徳院御実紀」巻六・十七(『新訂増補国史大系』三十八巻四四一・五六三ページ)

- (85) 佐脇栄智校注『小田原衆所領役帳』四〇ページ。以下、本書は『所領役帳』と略す。

- (86) 拙稿「朝倉政元―鞍を作る戦国武士の周辺―」(『馬の博物館研究紀要』二二号、二〇一八年)

- (87) 「上杉家文書」(『大日本古文書家わけ第十二上杉家文書之一』一〇号)

- (88) 「上杉家文書」(同右書六二号)

- (89) 「鎌倉年中行事」(『海老名市史』2資料編中世四九〇ページ)。

- (90) 「鎌倉年中行事」(同右書五〇一ページ)

- (91) 「太田家記」(『岩槻市史』古代・中世史料編Ⅱ二二七ページ)

- (92) 前沢和之「上野国の馬と牧」(『群馬県史』通史編2原始古代2、群馬県、一九九一年)

- (93) 『信長公記』一八三ページ

- (94) 『称徳館』八七ページ

- (95) 拙稿「武蔵原氏と上足立郡」(『埼玉地方史』七二号、二〇一五年)
(96) 有元修一「高野山清浄心院所蔵武蔵国供養帳について(上)」(『埼玉地方史』四六号、二〇〇二年)によると、原兵庫は元龜三年

から天正六年(一五七二―七八)の間に「河越庄シタ□ノ郷」で母妙惺禪定尼を弔っている。河越庄内で「シタ□」という地名は志垂(埼玉県川越市)しか存在しないので、兵庫の本拠は河越城周辺かもしれない。ただし菩提所や知行の位置だけで、兵庫が岩付衆か河越衆かという判断はできない。

- (97) 「法恩寺年譜」(『越生の歴史』七四ページ)

- (98) 『所領役帳』六五・六七ページ

- (99) 「寛政重修諸家譜」巻第四百七十(『寛政譜』八一六二ページ)
(100) 「着色八条流馬術早馬の秘書」亀山市歴史博物館蔵「加藤家文書」六三―〇一九一。同博物館のホームページより閲覧。原本未見。

- (101) 「成寶堂古文書」百三十八(『戦国遺文』後北条氏編四―三八一六号)

- (102) 山上家所蔵「山上系図」によると、山上家は信濃出身でもとは望月と称し、先祖が佐野(栃木県佐野市)や近江に住していたと伝えている(小和田哲男「山上強右衛門尉とその家系」『戦国史研究』二八号、一九九四年)。しかし、系図の内容はあいまいで、久忠以前の記述は信用できない。氏直以前の動向が明確ではないので、譜代の家臣というよりは、上野で従属した武士だろう。山上栄種が上野退去をするのと対照的な動向である。また、指南した者の馬術が優れているとすると、久忠自身も馬術家である可能性もある。

関係史料

史料1 初段之一〔袋綴〕

永正五年 八条近江守

十月吉日 房繁

享禄二年 長尾丹後守

十一月六日 景家

天文九年 屋代玄蕃入道

十月吉日 重高

永禄二年 屋代左近将曹

三月吉日 重俊

天正五年 埴原次郎右衛門尉

閏七月吉日 備線

天正十八年 中江杏斎

十月吉日 宗白〔花押〕

※初段之二・三・四・五の血脈も同じ。

史料2 馬術秘伝卷〔卷子装〕

・当流早馬之秘書

清和天王御子 貞純親王

六孫王経基 白簾天王臣号

八幡太郎義家朝臣

清和天王廿三代裏固

小笠原大膳大夫長貞〔在判〕

八条近江守 房繁〔在判〕

右、此書相伝之輩者明鏡也、其人不在而聊尔是ヲ相伝不可有之候、

雖不能一毛候、其志深輩者可有相伝者也、乍去聊尔ニ他見之儀ゆるし口惜子細也、千金莫伝唯受一人ヨリ外ニ不可有相伝候者也、為後日如此置記所也、可秘云々、
朝繁

山上乗介

栄種在判

小中六兵衛尉

天正九年八月廿七日 秀次〔花押〕

加藤茂介殿参

史料3 手綱之事〔綴葉装〕

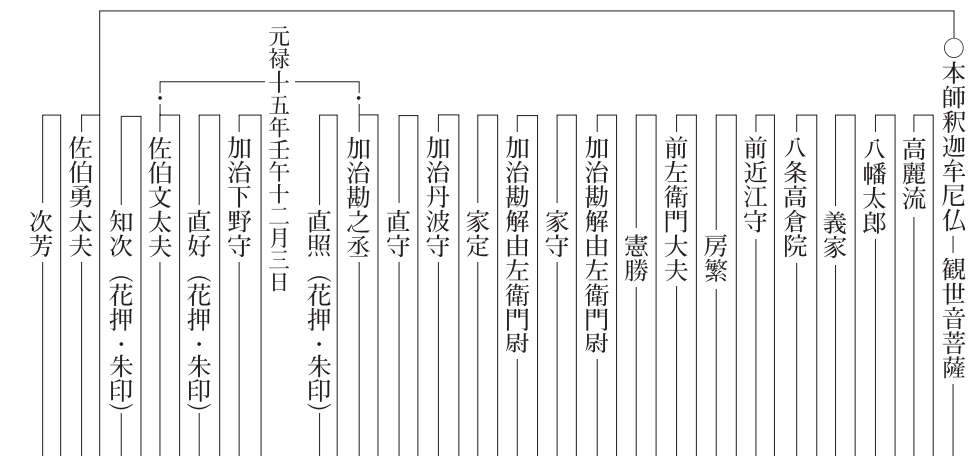
一引馬左の手綱を、くひの下より見きへ取、ふゑにかけ之口とふゑとを一度に引へし、いかなる馬もとまるへし、

大永八年〔戊子〕八月十六日 房繁〔花押〕

長尾なへ丸殿

史料4 高麗流切紙次第〔袋綴〕

・血脈



佐伯運五郎

頼安

佐伯七之進

永頼

史料5 七足書〔卷子装〕

出羽山上入道許之書物写也、

天正拾九年 屋代田兵衛

卯月吉日 種長

宮部兵部少輔様

（以下別紙）

宮部兵部少輔入道

元祿貳〔己巳〕曆

季秋吉莢

同 兵藏亮

同 図書

佐羽内仁兵衛

※二行割は〔 〕に入れ一行書とした。

（ながつかたかし 馬の博物館学芸員）